

## 令和 9 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、令和 9 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

## 1 令和9年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和9年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和6・7・8・9年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和7・8・9・10年度用）等を利用し、採択すること。

## 2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

### 3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
  - ア 教育委員会
  - イ 校長会
  - ウ 教育研究会
  - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

### 4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
  - ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
  - イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

(4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。

(7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

## 5 令和9年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

### ア 教科・種目に共通な観点

#### (7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

○「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第49条・第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
- ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

#### (イ) かながわ教育ビジョンとの関連

○ 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。

- ・［思いやる力］他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・［たくましく生きる力］自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・［社会とかかわる力］社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

## (ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
  - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
  - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
  - ・言語能力の確実な育成
  - ・伝統や文化に関する教育の充実
  - ・体験活動の充実
  - ・学校段階間の円滑な接続
  - ・情報活用能力の育成
  - ・児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

## (エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

## イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、令和 6 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和 7 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。